

中学部高等部 本務教育職員	
掲載年月日	2026年5月27日
職 種	中学部高等部教諭
業務内容	情報科専任教諭
所 属	中学部高等部
募集人員	1名
採用年月日	2027年4月1日(木)
応募資格	(1) 大学卒業以上の学歴を有する者または卒業・修了見込みの者。 (2) 当該教科の高等学校の教員免許状を有する者または取得見込みの者。 (3) キリスト教信者またはキリスト教教育に理解がある者。
勤務地	東京都港区六本木5丁目14番40号 東洋英和女学院中高等部
勤務条件・待遇	給与：参考 大卒初任給 月額278,100円 (職務経歴等を考慮し、学院規定により決定します。) 諸手当：通勤手当、住宅手当、期末手当等あり。 勤務時間：8時00分～16時30分 休日：本学の規定による。 ・休日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始、休業日 ・年次有給休暇：初年度10日 受動喫煙防止措置：敷地内禁煙
社会保険	日本私立学校振興・共済事業団制度、雇用保険および労災保険に加入します。
福利厚生	学院校外施設(追分寮、野尻キャンパスサイト)および日本私立学校振興・共済事業団の契約施設が利用できます。
選考方法	選考手続 (1) 第1次選考：書類審査 (2) 第2次選考：模擬授業、面接試験等 第2次選考対象者には、後日、日時を通知します。 ※交通費等の経費は自己負担となります。
提出書類	(1) 履歴書(市販(JIS)用紙に自筆、写真貼付) (2) 卒業(見込み)証明書、修了(見込み)証明書 (3) 成績証明書(学部および大学院) (4) 教員免許状(コピー)または取得見込み証明書 (5) 健康診断書(コピー可。胸部X線検査を含む1年以内のものであれば、項目・様式を問いません。 第1次選考通過者のみ面接時に提出いただきますので、ご用意ください。)
書類提出先	〒106-8507 東京都港区六本木5-14-40 東洋英和女学院 中学部高等部事務室 宛
応募締切日	2026年6月19日(金) 必着 ※郵送のみの受付
選考結果の通知	書類選考の結果は、応募者全員に文書にて通知いたします。
備 考	(1) 封筒の表に「情報科専任教諭応募書類」と朱書きし、書留で提出書類を郵送してください。 (2) 応募された方の個人情報、選考の目的以外には使用せず、第三者への情報提供は行いません。 なお、選考から漏れた方の書類は、選考終了後、責任を持って廃棄処分します。
問合わせ先	東洋英和女学院 中学部高等部事務室 TEL 03-3583-0696 9時～16時(土・日・祝を除く)

特記事項

- ・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
 - ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
 - ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。
- ※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は以下参照条文をご参照ください。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受

けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

(改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係)

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

(懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係)

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。